

令和 3 年

新潟県交通安全対策基本方針

新 潟 県

# 令和3年新潟県交通安全対策基本方針

新 潟 県

## 第1 趣 旨

人命尊重を基本理念に、人優先の交通安全思想を普及し、安全で円滑・快適な交通社会の実現を目指すため、令和3年の交通安全対策の取組方針と重点等について、基本方針を定めるものとする。

## 第2 交通安全対策の取組方針

令和2年における交通事故は、発生件数・死傷者数の全てが前年より減少し、中でも死者数は64人となり、昭和27(1952)年(59人)以来、68年ぶりに70人を下回り、年間の目標「第10次新潟県交通安全計画期間中最少」を達成することができた。

しかし、平成16(2004)年以来17年連続して全死者数に占める高齢者の割合は半数を超えており、昨年は64.1%(41人)を占めている。また、信号機のない横断歩道において、歩行者が渡ろうとしている場面で一時停止した車両は約半数(49.4%※)にとどまっていること、飲酒運転による死亡事故(4人)が依然として発生していること、チャイルドシートの使用や一般道路における後部座席のシートベルト着用も徹底されているとは言い難い状況であること等から、令和3年3月までは「第10次新潟県交通安全計画」、同年4月からは同年3月に策定される「第11次新潟県交通安全計画」等を踏まえ、一層効果的な交通安全対策を推進し、交通事故全体の減少を図ることとする。

(※一般社団法人日本自動車連盟調査による)

## 第3 交通安全対策の重点

令和2年中における交通事故の発生実態を踏まえ、次の重点対策を強力的に推進し、交通事故の防止を図ることとする。

### 1 高齢者の交通事故防止

交通事故死者数に占める高齢者の割合は64.1%であり、4年連続で全死者の6割を超え、かつ、17年連続で全死者の半数を超えている。また、高齢運転者の加害事故による死者数(24人)も全死者(64人)の37.5%を占めており、高齢者が被害者となる事故の防止とともに高齢運転者が加害者となる事故の防止も大きな課題となっている。

こうした現状を踏まえ、高齢者を取り巻く道路交通環境の整備、運転者に対する高齢者保護意識の醸成、夜光反射材の活用をより一層推進し、高齢者が被害者となる事故の防止に努めるとともに、高齢運転者には、自身の運転能力の自覚を促す取組や心身機能の低下を補うような運転の推奨など、加害事故防止対策に取り組む。

さらに、「いきいきクラブ・チャレンジ100」等の参加・体験型の啓発活動を通じて、交通ルールの遵守と交通マナーの実践により高齢者自身の交通安全意識の高揚を図るなど、交通安全教育を一層推進し、高齢者の交通事故防止を図る。

### 2 歩行者及び自転車の安全確保

交通事故死者数(64人)に占める歩行者の割合は40.6%(26人)であり、2年ぶりに4割以上となった。また、交通事故死者数に占める自転車乗用中の割合は4.7%(3人)であり、2年連続で減少したものの、交通事故発生件数(速報値3,076件)に占める自転車事故の割合(13.8%、速報値426件)は横ばい傾向にある。

高齢者や子どもが被害に遭いやすい歩行中や自転車乗用中の交通事故の抑止に向けて、家庭、学校、地域等と連携し、交通ルールの遵守、交通マナーの向上などについての指導・広報・啓発活動を一層推進し、交通安全意識の高揚を図る。

また、車両等の運転者に対しては、横断歩道での歩行者優先意識の浸透を図るとともに、進行方向に対する安全確認の徹底や安全速度の励行、身体障害者や高齢者等が通行している際の保護意識の醸成を図る。

なお、自転車も加害者となり得る側面があることから、自転車利用者に対しては、車両としての交通ルール遵守について意識の啓発を図るとともに、関係事業者の協力を得つつ、損害賠償責任保険等の制度の周知を図る。

### 3 飲酒運転の根絶

飲酒運転は人の命に直結する危険で悪質な犯罪であることから、依然として発生している飲酒運転や飲酒運転による事故の根絶に向けて、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という積極的な広報・啓発活動を展開することにより、運転者等に飲酒運転の危険性・責任の重大性を認識させるとともに、家庭・地域・職場等において飲酒運転根絶意識の醸成を図る。

### 4 シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底

自動車乗車中における交通事故死者のシートベルト着用者の割合(58.6%)が半数程度にとどまることや一般道路における後部座席のシートベルトの着用(51.9%)も徹底されているとは言い難いこと、また、チャイルドシートの使用率(62.8%)も全国平均(70.5%)と比較し、依然として低い状況にあることから、各季の交通安全運動等を通じ、指導・広報・啓発活動を積極的に展開するとともに、交通安全教育を一層推進し、全座席でのシートベルトとチャイルドシート着用の徹底を図る。

(シートベルト、チャイルドシートの着用率は2019年一般社団法人日本自動車連盟調査による)

## 第4 交通安全対策の推進方法

県、市町村及び交通安全関係機関・団体は、相互の連携を密にして、推進体制の確立を図るとともに、交通安全対策の推進に当たっては、それぞれの地域特性に応じた広報・啓発や参加型の交通安全教育、街頭指導及び道路交通環境の整備等、効果的な交通安全対策を推進する。

## 第5 交通安全運動の実施

各季の交通安全運動の実施に当たっては、各機関・団体の実情に応じた実施要領を定め、効果的な交通安全運動を展開する。

### 1 全国運動

- |                                |                                    |
|--------------------------------|------------------------------------|
| (1) 春の全国交通安全運動<br>交通事故死ゼロを目指す日 | 4月6日(火)～4月15日(木)<br>4月10日(土) (予定)  |
| (2) 秋の全国交通安全運動<br>交通事故死ゼロを目指す日 | 9月21日(火)～9月30日(木)<br>9月30日(木) (予定) |

### 2 県の運動

- |                      |                      |
|----------------------|----------------------|
| (1) 横断歩行者を守る交通事故防止運動 | 3月1日(月)～3月10日(水)     |
| (2) 夏の交通事故防止運動       | 7月22日(木)～7月31日(土)    |
| (3) 高齢者交通事故防止運動      | 10月1日(金)～10月31日(日)   |
| (4) 冬の交通事故防止運動       | 12月11日(土)～12月20日(月)  |
| (5) 交通死亡事故多発警報       | 発令の日から10日間(詳細は別に定める) |

### 3 その他

- |                                      |   |
|--------------------------------------|---|
| (1) 安全運転・チャレンジ100                    | 9月23日(木)～12月31日(金)                      |
| (2) いきいきクラブ・チャレンジ100                 | 9月23日(木)～12月31日(金)                      |
| (3) 県民交通安全フェア ～交通安全県宣言記念行事～          | 7月14日(水) 新潟テルサ                          |
| (4) 交通安全家庭の日「家族で話そう、みんなの交通事故防止」毎月10日 | ・歩行者の安全確認<br>・自転車のルール遵守<br>・自動車の「不注意」防止 |
| (5) 自転車安全月間                          | 5月1日(土)～5月31日(月)                        |

## 新潟県交通安全スローガン(通年スローガン)

未来へとどけ！ 願いのかけはし 交通安全



新潟県交通安全マスコット  
「交通ルルちゃん」

**毎月10日は「交通安全家庭の日」**  
**「家族で話そう、みんなの交通事故防止」**

- ・ 歩行者の安全確認
- ・ 自転車のルール遵守
- ・ 自動車の「不注意」防止